

申告日程・会場

市民税・県民税の申告および確定申告のうち簡易な申告のみ受け付けます。

申告受付時間												整理券配布			
午前の部 9時から午前の部整理券をお持ちの方の終了まで												パストラルかぞ 8時45分～16時			
午後の部 13時15分から午後の部整理券をお持ちの方の終了まで												各総合支所 8時30分～16時			

※申告内容により、順番が前後することがあります。

※午前の部整理券の配布が終了次第、午後の部整理券を配布します。時間指定などはできません。

※定員に達した場合は、整理券の配布を終了します。

	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
パストラルかぞ	○	○	○	○	○				○	○	○	○		
騎西 総合支所														
北川辺 総合支所	○	○	○	○	○				○					
大利根 総合支所										○	○	○		

	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
パストラルかぞ	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
騎西 総合支所			○	○	○			○	○	○	○	○			○
北川辺 総合支所															
大利根 総合支所	○	○													

※○が受付日です。住所にかかわらず、どの会場でも受け付けできます。

※各会場の初日、2日目は大変混雑します。できるだけ避けることをお勧めします。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、市内在住の方のうち、令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）に所得があった方は、原則として市民税・県民税の申告が必要です。

また、令和7年中に収入がなかった方でも、非課税証明書などが必要となる場合や、国民健康保険税などの軽減を受ける場合などは、申告が必要です。

【市民税・県民税の申告が不要な人】

①所得税の確定申告をする人

②給与収入のみで、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がある人

③収入が公的年金のみで、公的年金等支払者から市へ公的年金等支払報告書の提出がある人

※源泉徴収票に記載のない配偶者や扶養の控除を追加する場合や、医療費控除、寄附金控除を受ける場合などは申告が必要です。

■ 市で受け付けできない申告（税務署で申告してください。）

- 事業所得・不動産所得・農業所得（青色申告）の申告
- 消費税の申告（農業収入が1,000万円を超える人、インボイス登録により消費税の申告が必要になる人）
- 申告分離課税（土地・建物など）の申告
- 株式等の譲渡・配当所得に関する申告
- 準確定申告（死亡した人の申告）
- 過年度の申告・退職所得の申告

- 雑損控除・住宅ローン控除の申告
- 為替差損益・仮想通貨・利子所得の申告
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける人

税務署では令和7年1月1日から受付印を廃止しました。e-Taxで申告した場合のみ、受付日が確認できます。

■ 市の申告に必要なもの

- | | |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（または通知カード+本人確認書類） | <input type="checkbox"/> 作成済みの医療費控除明細書 |
| <input type="checkbox"/> 源泉徴収票、支払調書、支払通知書 | <input type="checkbox"/> 本人名義の口座が分かるもの |
| <input type="checkbox"/> 各種控除証明書 | <input type="checkbox"/> 被扶養者のマイナンバーが分かるもの |
| <input type="checkbox"/> 作成済みの収支内訳書 | <input type="checkbox"/> 障害者手帳または障害者控除対象者認定書 など |

■ 市で確定申告を行う場合、「利用者識別番号」が必要です

令和6年以降、市の会場で申告した方のうち、約9割の方が利用者識別番号を取得しています。未取得の方は、申告会場で番号を取得してからの受け付けとなるため、手続きに時間を要します。

■ 「納付済額のお知らせ」の送付について

毎年1月末ごろに送付している国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の「納付済額のお知らせ」は、令和7年中支払い分より、特別徴収（年金天引）分は送付しません。日本年金機構などから送付される公的年金の源泉徴収票（確定申告にも使用可能です）で納付額をご確認ください。なお、普通徴収（口座振替・納付書）分は「納付済額のお知らせ」を1月末ごろに送付予定です。

■ 所得税などの確定申告（税務署）

とき 2月16日(月)～3月16日(月) 受付 8時30分～16時（開始9時から）

※土・日曜日、祝日を除く。3月1日(日)のみ、熊谷税務署で申告相談を行います。



国税庁LINE
公式アカウント

ところ 行田税務署（入場整理券方式）

※当日配布の入場整理券には限りがありますので、国税庁LINE公式アカウントからオンライン事前予約をご利用ください。

※1月5日(月)から2月13日(金)までに行田税務署で申告相談を希望する方は、事前に電話予約（TEL 048・556・2123）してください。

■ 確定申告はe-Taxで！

確定申告は、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。



確定申告書等
作成コーナー

■ 問合せ

国税・確定申告など

国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）

電話番号 0570・00・5901

受付時間 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

市民税・県民税の申告

税務課（TEL内線127・128）

騎西総合支所 市民税務担当（TEL0480・73・1111）

北川辺総合支所 市民税務担当（TEL0280・61・1202）

大利根総合支所 市民税務担当（TEL0480・72・1315）